

物価高騰などに対応する市独自の支援策

皆さんの生活を支援します

市では、物価の高騰などにより影響を受けた市民生活と事業活動の安定を図るため、新たな支援を実施します。

市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症については、これまでの落ち着いていた状況から、再び全国的に感染が拡大しております。また物価の高騰などにより、本市においても市民生活や運輸・交通業をはじめとした地域経済への負担が増しているところであります。

そこで、本市では、市民の皆さまや事業者の皆さまの負担の軽減を図り、日常生活や事業活動を支援するための独自の支援策を実施いたします。

市民の皆さまにおかれましては、支援制度を有効に活用することで日常生活や事業活動の安定化の一助としていただくようお願いいたします。

成田市長 小泉一成

若者世代と高齢者の生活を支援(生活に関する支援)

原油価格や電気・ガス料金など的高騰により、影響を受けている市内在住の学生をはじめとした若者世代と高齢者に、市内の店舗で利用できる1万円の商品券を交付します。

若者・学生支援商品券

対象＝次のいずれかに当てはまる人

○8月1日時点で市に住民記録があり、平成12年4月2日～16年4月1日に生まれた人

○市内の大学などに在学し、市内に住んでいる人

利用可能期限＝1月31日(火)

交付方法＝9月以降に対象者へ送付

※申請は不要です。くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

高齢者支援商品券

対象＝8月1日時点で市に住民記録があり、昭和33年4月1日以前に生まれた人

利用可能期限＝1月31日(火)

交付方法＝9月以降に対象者へ送付

※申請は不要です。くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

教育・保育施設などの給食費を支援(生活に関する支援・事業者支援)

特定教育・保育施設等物価高騰対策補助金

食材費などが高騰する中、栄養バランスや量を保った給食の提供を継続するとともに、保護者の負担が生じないよう教育・保育施設などに補助を行います。

対象＝市内の私立保育園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・私立幼稚

園・認可外保育施設の設置者

対象期間＝8月1日～3月31日

補助額＝公立保育園の副食費を基準として物価上昇を見込んだ額を施設ごとに園児数や給食提供数により補助する

※対象施設には個別に通知します。くわしくは保育課(☎20-1607)へ。

下水道使用料などの減免(生活に関する支援・事業者支援)

原油価格や電気・ガス料金などの高騰により影響を受けている人を幅広く支援するため、下水道使用料、農業集落排水使用料、し尿くみ取り手数料の減免を行います。

下水道使用料の減免

対象＝12月または1月請求分の下水道使用料

減免額＝全額

※申請は不要です。くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

農業集落排水使用料の減免

対象＝9月請求分の農業集落排水使用料

減免額＝全額

※申請は不要です。くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

し尿くみ取り手数料の減免

対象＝6・7月に実施したくみ取り作業の手数料(事業者・仮設トイレは除く)

減免額＝全額

※申請は不要です。対象者には8月下旬に通知します。6・7月にくみ取り作業がなかった場合は環境衛生課(☎20-1531)へ連絡してください。くわしくは同課へ。

中小企業の経営を支援(事業者支援)

なりた中小企業等事業復活支援給付金

物価の高騰の影響を受けている市内事業者を応援するため、国の事業復活支援金を受けた事業者へ上乘せで支援金を給付します。

対象＝国の事業復活支援金の給付決定を受け、次のいずれかに当てはまる事業者

- ①市内に本店または主たる事業所がある中小法人
- ②市内に主たる事業所がある、または市に住民記録がある個人事業者

給付額＝①20万円 ②10万円

申請方法＝申請書・必要書類を郵送で商工課(〒286-8585 花崎町760)へ

申請期限＝12月28日(※)(必着)

※申請方法などの詳細は、後日、市ホームページでお知らせします。また、市内に本店がある中小法人・市に住民記録がある個人事業者には9月上旬に申請書を送付します。くわしくは同課(☎20-1622)へ。

路線バスの運行を支援(事業者支援)

バス事業者燃料費高騰対策補助金

燃料費などの高騰の影響を受けているバス事業者の負担を軽減するため、補助金を交付します。

対象＝市内で路線バスを運行している乗り合いバス事業者

補助額＝市内の路線バスの運行距離に応じた額(主に高速

道路などを運行経路としている路線を除く)

申請方法＝申請書・必要書類を直接、交通防犯課(市役所2階)へ

※対象事業者には申請書を送付します。くわしくは同課(☎20-1527)へ。

畜産農家の経営を支援(事業者支援)

輸入飼料高騰緊急支援給付金

穀物の需要増加や海上輸送の混乱などによる輸入飼料の価格高騰により、影響を受けている畜産農家に支援金を給付します。

対象＝乳牛・肉牛・豚・採卵鶏・肉用鶏を飼育し、今後も畜産業を継続する市内の畜産農家

給付額＝乳牛1頭当たり1万円(上限は1経営体当たり200

万円。肉牛は3頭、豚は10頭、採卵鶏・肉用鶏は440羽当たり1万円)

申請方法＝申請書・必要書類を直接、農政課(市役所4階)へ

申請期限＝12月28日(※)(必着)

※対象事業者には申請書を送付します。くわしくは同課(☎20-1541)へ。